

令和8年度水産業再生推進総合対策事業
(将来の漁業担い手確保事業)
委託仕様書

1 目的

本県の水産業は、東日本大震災及び原子力災害からの復興の途上であり、本格操業に向けた移行期間にあることから、操業の規模は震災前の水準まで回復していない状況となっている。このような状況においては、将来の漁業の担い手である小中学生等の本県水産業に触れる機会が限られ、本県水産業への興味・関心の低下により、持続的な発展に必要な漁業就業者の確保が困難となるおそれがある。また、水産業の継続や生産・流通の拡大への意欲向上に向けて、水産業関係者自身の職業に対する誇りを醸成する必要がある。

本事業では、地元小中学生を対象とした漁船乗船体験や県産水産物の加工・調理体験、水産業有識者と漁業者による講演等を通じて、職業としての水産業の魅力に触れる機会を創出するとともに、その魅力を水産業関係者自らが地元小中学生に対して伝えることにより、将来の漁業担い手の確保及び水産業関係者の生産・流通の拡大に向けた意欲向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 職業としての水産業の魅力を水産業関係者自らが地元小中学生に対して伝える取組とし、その取組を体験した地元小中学生が、水産業の魅力を実感し、将来の漁業就業を希望することにつなげるとともに、魅力を伝える水産業関係者の生産・流通の拡大への意欲向上が期待される内容とすること。また、以下ア～キの条件により企画を提案し、実施すること。

ア 地元小中学生をターゲットとした企画とすること。

イ 水産業関係者が地元小中学生に対して職業としての水産業の魅力を伝える内容を含むこと。

ウ 企画については、3件以上提案すること。

エ 漁業協同組合等の水産関係団体ほか調整が必要な関係団体にヒアリングを行い、要望を踏まえた企画とすること。

オ エのヒアリング先は、県と協議の上選定すること。

カ 提案された企画の内容は、参加者の安全に十分に配慮したものであること。

キ すべての企画について、損害・傷害への賠償に十分に対応できる保険に加入すること。

(2) 提案された企画の内容は、県と協議の上決定する。

(3) 決定した企画を企画1件当たり1回以上実施すること。

(4) 決定した企画の内容に応じて、参加者募集や取組の認知拡大を図ることを目的とした広報を実施すること。

(5) 参加者及び参加した水産業関係者を対象としたアンケート等により感想を収集し、水産業の魅力が伝わったか及び水産業関係者の生産意欲が向上したかを確認する

こと。

- (6) 業務遂行に必要な企画・調整・準備・管理全般を円滑に運営できる体制を構築すること。
- (7) 上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について積極的に提案すること。
- (8) 受託事業を実施するに当たり、必要な企画の立案、各団体等との調整、準備、管理運営等全般を行うこと。

3 成果品

- (1) 実績報告書及び収支報告書

なお、様式は、県と協議の上、定めることとする。